

学校給食のはじまりに関する歴史的考察

土屋久美^{*a}佐藤理^{*b}

我が国における学校給食の制度としてののはじまりは、1932年（昭和7年）であり、学校給食法の制定も1954年（昭和29年）となっている。しかし、学習の場での食事の給与は、学制が布かれた1872年（明治5年）以降、地域の歴史の中にもその実践をみることができる。就学や給食給与の状況から学校制度の創成期とともにあった学校給食の役割を考えたい。

〔キーワード〕 学校給食 学校制度 就学支援

1 はじめに

我が国において、国庫補助による学校給食の制度ができたのは、1932年（昭和7年）、文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」の発令によってである。第二次世界大戦中は、生活物資の統制強化、戦災、学童疎開によって休止状態となったが、戦後は、食糧事情の悪化の中、児童の栄養改善の見地からパン・脱脂粉乳などの援助物資によって都市部の小学校を中心に再開された。1954年（昭和29年）、主に小学校における学校給食の普及と健全な発達を図ることを目的として学校給食法が制定された。1956年（昭和31年）の改正により、学校給食が中学校など義務教育の範囲に拡大され、現在（平成21年度）、全国の学校給食（完全給食）の実施率は、小学校全体で98.1%、中学校全体で76.2%となっている¹。

しかし、我が国において学校給食が最初に実施されたのは、1889年（明治22年）、山形県鶴岡町忠愛小学校においてといわれている^{2,3,4}。

児童への学校給食が、制度としてではなく、救済事業として発生してきた経緯を、忠愛小学校、さらに、本県の小学校の例をみることで、学校制度の創成期とともにあった学校給食の役割を考えたい。

そこで、本研究では、我が国の学校制度の創設状況と教育法の変遷をまとめ、忠愛小学校の学校給食のはじまりとの関係をみる。さらに、地域に残る文献から福島県における、学校給食の詳細をみていく。

2 学制の公布と就学率の低迷

1872年（明治5年）、わが国における最初の近代的な教育法制である「学制」が公布された。「自今以後、一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」。旧来の封建的身分・階級制度により限定されていた教育を受ける機会をすべての国民に開き、社会的地位、職業、性別の差別なしにすべて

の者に教育を受けることを勧奨するものであった。

しかし、1873年（明治6年）、就学率が男子39.9%、女子15.1%、平均28.1%でスタートした後も、児童の就学率は低迷する。国立教育研究所『日本近代教育百年史1』⁵では、就学を阻害する要因として、三点あげている。第一に、授業料を柱とする教育費負担の重圧感。「学制」では小学校の授業料を1か月50銭くらいが適当であるとしているが、これは1878年（明治11年）当時、有業者1人当たり年間21円の所得であることから見ても一般家庭にとってかなりの負担であったことがわかる。第二に、小規模な農家が多数であったところから、家業や家事の手伝いといった児童労働の必要。第三には、西洋の小学校をモデルとした近代学校の導入による教育内容への不満。であった。

学制が布かれた1873年（明治6年）から、1889年（明治22年）の忠愛小学校まで、給食給与等の記録をみないのは、50%にも満たない就学率において、学校へ通うことができていた児童は、その必要性が低い、比較的恵まれていた層ではなかったかと思われる。

政府は、就学率の向上のために、より現実的な対応をすることに迫られた。

1879年（明治12年）に学制が廃止され、教育令が制定された⁶。教育令においては、児童を就学させる最低年限や課程を示す措置がとられ、就学強化策が遂行された。

教育令から6年後の、1885年（明治18年）、文部大臣となった森有礼の下で「小学校令」が公布された⁷。小学校令では、四年の尋常小学校を設置することが困難な地方においては修業年限三年以内の小学簡易科を設置することが認められた。簡易科は、毎日2~3時間の半日制で、授業料を徴収しないこととした。

1890年（明治23年）に新しい小学校令（第二次小学校令）が公布され、就学義務を続ける一方、小学簡易科制度を廃止した。森有礼文相は、無償性の小学簡易

* a 福島大学大学院・三春町立三春小学校・栄養教諭

* b 福島大学大学院・学校保健

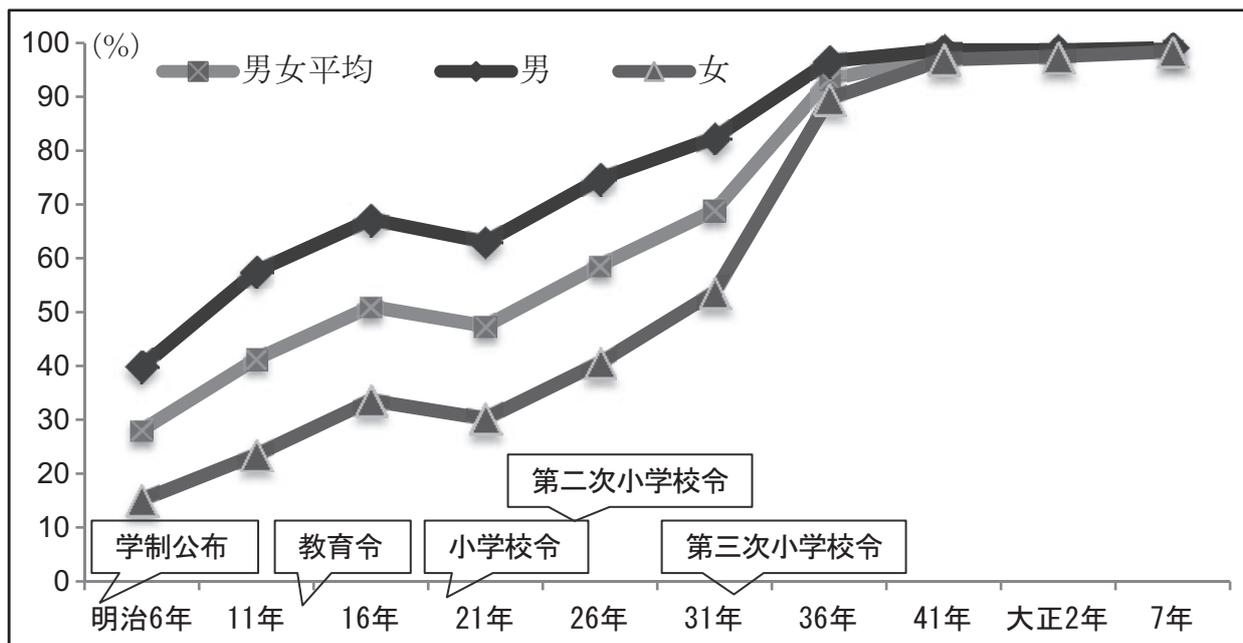


図1 小学校就学率の推移 (明治6年～大正7年)

『学制百年史 資料編』文部省 1972年より作成

科による就学拡大をめざしていたが、民衆の間では、簡易科を「貧民学校」とみなして、ここに就学することを忌避する風潮があった⁸。

そして、1900年（明治33年）第三次小学校令において、学制の公布以来、有償だった授業料が廃止され、義務教育無償制の原則が確立される。

3 忠愛小学校における学校給食のはじまり

山形県鶴岡町忠愛小学校の校舎にあてられていた大誓寺境内には、我が国において最も古く、組織的に「就学奨励」「貧困児救済」を目的とした学校給食が行われたとして、「学校給食発祥の地」の記念碑が建てられている。

忠愛小学校は、森有礼による小学校令1886年（明治19年）を受け、1889年（明治22年）「各宗協同忠愛小学簡易科学校」として、仏教各宗寺院住職が設立した私立の学校である。しかし、前述のとおり、第二次小学校令が公布され、1892年（明治25年）、忠愛小学簡易科学校は忠愛尋常小学校となる。それまで、半日制だった学校は午後まで続き、弁当を持参できない児童に、托鉢によって集まった食糧を昼食として給与したものである。

その実際からは、目的や組織的という大掛かりな様子ではなく、学校制度の変遷の中で、目前に表れた児童の困窮に答えていったという姿がうかがえる。

また、明治22年は簡易科小学校としての設立年度で、学校給食のはじまりは、尋常小学校となった明治25年であると、平成5年刊『山形県教育史⁹』において、記載されている。

4 福島県における学校給食のはじまり

福島県安達郡の旧木幡村・旧針道村の「学事関係編冊」や「救済ニ関スル書類綴」によると、給食給与の古い記録として、「明治39年木幡村児童保護会活動状況報告」には硯、算盤、衣服類と並んでパン給与及び貸与7箱52食との記述がある。また、隣村である針道村の「明治39年針道村貧困児童救済奨学会」には、「本年2月5日ヨリ貧児31人ノタメニ昼食用トシテ餅ヲ与ヘタリ、其原料ハメリケン粉10、糯米2.5の割合トシ、之レニ適量ノ山牛蒡葉、豆腐滓ヲ加ヘタルモノニテ、其後焼パン25箱ヲ購入シ引続き給与ヲナシ、最困難ノ児童凡10人ニ対シ救済ス」とある。

さらに、「福島県小学校百年史」によると、福島県の学校給食の始まり頃として、福島市立瀬上小学校の学校日誌の記述が載せられている。「明治39年1月27日門間勘左衛門氏ヨリ貧生救済費5円寄贈サル、同年2月26日ヨリ貧困児童17名ニ麵麩ヲ給与ス」とあり、前述の資料と同年である。

前年の明治38年は東北地方が大凶作であった。また、1873年（明治6年）、男子44.8%、女子9%、平均27.5%ではじまった福島県の就学率も、1900年（明治33年）の授業料の無償化以降は急速に伸び、1906年（明治39年）には、90%に達していた。県内において記録に残る学校給食給与は、多くの困窮した子どもたちが学校に集まった1906年（明治39年）がはじまりと思われる。

さらには、昭和4年度の福島第五小学校（現福島市立清明小学校）学校日誌に、「昭和5年1月6日、福島市共済委員会ヨリ金百拾四円寄贈セラレ貧困児童ニ毎日曜日昼食ヲ給スルコトトナリ、第1回給食ヲ行フ。」とある。

1月6日から3月23日まで、計12回の給食が、1回を除いて、すべて日曜日に24人から最大で61人に供されていた。昭和4年度の福島第五小学校の児童数は1,228人であった。

これは、他の児童にわからないように、困窮児童を助けるという配慮であったと思われる。

表1 福島市第五小学校 学校日誌より作成

回数	日付	対象人数	経費	出勤職員
第1回	1月6日(日)	五拾壹人	参円九拾七銭	柏村校長以下拾九人
第2回	1月12日(日)	六拾壹人	八円参拾壹銭	柏村校長以下八人
第3回	1月19日(日)	四拾八人	六円九拾五銭	柏村校長以下七人
第4回	1月26日(日)	四拾人	五円七拾銭	柏村校長以下六人
第5回	2月2日(日)	五拾壹人	七円貳拾六銭	柏村校長以下七人
第6回	2月9日(日)	四拾五人	六円参拾銭	柏村校長以下七人
第7回	2月16日(日)	参拾七人	六円参拾八銭	柏村校長以下七人
第8回	2月23日(日)	四拾参人	八円五拾銭	柏村校長以下八人
第9回	3月2日(日)	参拾九人	六円四拾八銭	柏村校長以下七人
第10回	3月16日(日)	貳拾四人	六円六銭	柏村校長以下六人
第11回	3月21日(金)	貳拾四人	七円七拾壹銭	五十嵐訓導入外五人
第12回	3月23日(日)	参拾三人	七円六銭	柏村校長以下六人

5 学校給食状況調査から

1922年(大正11年)3月17日付け照会で文部省が行った学校給食に関する調査が、我が国における学校給食状況調査の最初とされている¹⁰。

「一、本調査 学校給食が、欧米各国に於て漸次奨励実施せられ、多大の効果を挙げて居るに反し、是を我国に就て見るに一部熱心なる教育関係者によつて試みられて居る位であつて其数甚だ少なくして、欧米の夫れに比すべきもない¹¹。(略)」と、今後の学校給食の奨励普及に向けて、学校給食を実施している学校名、目的、主宰者、経費の出所、給食実施前後の児童生徒の身体状況比較等の調査がなされている。

調査報告として、秋田、富山、岐阜、愛知、三重、大阪、岡山、広島等の13校における、明治後期から大正11年までの学校給食の状況が出されているが、福島県の記載はなかった。

そのうちの1校、秋田県仙北郡高梨尋常高等小学校の報告には、目的として貧困児童の出席奨励、経費の出所は高梨正進会に於ける学事奨励費とあり、学校において一人一合一勺の白米、漬物、味噌等を弁当に詰めて渡していること、明治40年頃より実施し、給食人員は年により増減があり、最も多きは60人に及んだとある。

残りの学校においても、給食の目的は、学事奨励、不幸児救済で、経費もほとんどが地域の篤志家からの寄贈によって賄われている。

前述したように、福島県の地域の資料に同様の実践が残っていることから、貧窮する子ども達を救済して

いた取組みは、日本全国において、13校にとどまらないことは容易に想像ができる。

6 学校給食のはじまりに見るその役割

明治5年に布かれた学制により、すべての児童は教育を受ける権利を得た。制度の変遷を経て、子どもたちは学校に行くことができるようになり、学校は、その時々の子どもの困窮の様子を知ることとなった。半日制から午後まで学校に在ることになり、給食がはじまった忠愛小学校。福島県においては、就学率が90%に達した時期に、凶作がおきて、各地域に給食給与の記録がみられた。

学校給食の給与は就学の奨励ではなく、集まってきた子どもたちへの教育の保障に寄与するものであったのではないだろうか。

前述の学校給食状況調査の中で、岐阜県川上尋常高等小学校の報告には、「我が校児童昼食弁当の量が自宅において摂取する朝食、夕食及び児童の年齢体格に比し、僅少であつて、而もその副食物が貧弱であり適当な運動を盛んに行うとしても原動力即ち栄養に富める食物の供給が充分でなくては効果が挙がるべきものでない。そこで家庭における栄養摂取状況及び学校昼食弁当の分量資質調査等研究の結果副食給与を実行することにした。また、一般父兄に対し栄養食物に関する常識を附与し、家庭生活の一端を改善せんとする。」とある。すでに、実態の把握、栄養の働き、家庭との連携等、食育の萌芽を見ることができている。

7 まとめ

近代社会の黎明期、学校制度の創設後、紆余曲折を経て次第に子どもたちは学校に行くようになった。収集した文献の検討から、この就学率の向上が、学校に集まった子どもたちの中に食事にも窮し勉強どころではないものが少なからずいる実態を可視化していく要因となっていたことが掴まれた。このような子どもの困窮を目前にして、様々な手が差し伸べられ、学校給食のはじまりへと繋がっていった。つまり学校での勉強を実質化する上で食事の提供も学校の教育課題のひとつと認識されていった過程でもあった。

学校給食は、児童の栄養の改善を図ることを焦眉の急として、はじまった。学校は、狭義の社会福祉を目的とした機関ではないが、教育活動が充実し学習が保障されるためには食事も含めた生活状況への福祉的なアプローチが不可欠である。さらに、豊富な食料、コマースリズムに囲まれた現在の食環境においてもまた、子どもたちの心身の発育や健康の増進に、学校給食の果たす役割は大きいと考える。

注

- 1 学校給食実施状況等調査 文部科学省

- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校給食の歴史
naash.go.jp/anzen/school_lunch/history/tabid/530/Default.aspx
- 3 学校給食の発展 文部省 昭和51年3月発行
- 4 実践講座 学校給食 第1巻 歴史と現状 名著編纂会
- 5 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第1巻・教育政策1（教育研究振興会, 1974年）
- 6 学制百年史資料編一教育法規等（一）教育令 文部省
- 7 学制百年史資料編一教育法規等（二）小学校令 文部省
- 8 学制百年史第一編 近代教育制度の創始と拡充 文部省
- 9 山形県教育史 平成5年山形県教育庁学校教育課（編纂）
- 10 学校給食の発展 文部省 昭和51年3月発行
- 11 大正11年調査 文部大臣官房学校衛生課「学校給食の状況」一国立保健医療科学院研究情報センター